

令和5年度

第1回市町村地域脱炭素ステップアップ講座

『本年度の県からの市町村に対する支援』

令和5年8月4日(金)

大分県生活環境部脱炭素社会推進室

目次

1 本年度の市町村支援

- (1) 地域脱炭素ステップアップ講座
- (2) 本県におけるステップアップ講座実施目的
- (3) 市町村ステップアップ講座実施計画（案）
- (4) 第1回ステップアップ講座実施内容

2 本県の脱炭素に関する主な取組

- (1) ステップアップ講座の実施による市町村への取組支援
- (2) 脱炭素社会総合推進本部における庁内推進体制
- (3) 第5期地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定
- (4) 脱炭素先行地域の創出支援
- (5) 促進区域の設定に関する県基準の策定
- (6) 重点対策加速化事業の実施
- (7) おおいたグリーン事業者認証制度の創設
- (8) 大分県気候変動適応センターの取組
- (9) 再配達削減実証実験の取組

1 本年度の市町村支援

(1) 地域脱炭素ステップアップ講座

- 本県は、本年度環境省の『地域脱炭素ステップアップ講座』に採択
- ステップアップ講座は、本県（環境省も支援）が、市町村を対象に年に3回実施する予定

講座の背景・目的

- ・2030年度温室効果ガス削減目標や2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、すべての市町村において取組を進めていくことが重要である
- ・一方で、市町村において「脱炭素がまちづくり・経済成長につながるという認識が浸透していない」ことや「マンパワー不足等体制が整っていない市町村が多い」などの課題あり
- ・これを踏まえ本事業では、都道府県を起点として、すべての市町村において地域脱炭素の取組を進める機運を醸成し実効的な取組へとつなげていく仕組みを構築するため、地域脱炭素ステップアップ講座を開催する。

講座の形式・内容

- 【形式】 ・ 都道府県が管内の全ての市町村向けに行う講座
 - ・ 環境省（地方環境事務所）及び多少の地方支分部局が連携して都道府県をサポートすることによって、分野横断で地域脱炭素の取組を促進
- 【内容】 ・ 研修の内容や形態は都道府県が主体的に企画
 - ・ 環境省委託事業者は、教材作成、講師紹介等をサポート

1 本年度の市町村支援

(2) 本県におけるステップアップ講座実施目的

- 本県の市町村の約7割(13/18市町村)が人口5万人以下の比較的小規模な自治体であるため以下の課題あり
 - 脱炭素施策に十分な人員を配置出来ていない。
 - 職員の業務担当分野の幅が広い。
 - 過去からの施策を継続実施しており、新規施策が実施できていない。また、どのような施策を展開して良いのか分からない。
 - ・ 一方、世界的に脱炭素化を企業経営に取り込む動き(脱炭素経営)が進展し、グローバルサプライチェーンの取引先を選別する動きも加速
 - ・ 市町村(特に小規模市町村)がこのような潮流に取り残されないよう、地域単位でも脱炭素化を進めて行くことが重要である
 - ・ 本講座により、脱炭素に取り組む意義や地域単位の先進取組事例の共有により、市町村における脱炭素への取組を促進させることを目的としている
- ※ なお、10月に開催を予定する「知事と市町村長との意見交換」の場においても本取組を紹介することも検討
- ※ また、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)が未策定な市町村についても、策定支援を行うことも検討

1 本年度の市町村支援

(3) 市町村ステップアップ講座実施計画（案）

	第1回	第2回	第3回
開催日時	8月4日(金) 15時～	10月頃開催(注1)	1月頃開催
場所	市町村会館61会議室	未定	未定
内容	① 本年度の市町村への支援 ② 脱炭素関連施策の動向等 ③ 県内市町村の取組状況の発表	① 全国の市町村における 先進取組事例 ② 先進取組市町村職員の 講演 ③ 意見交換	① 来年度以降実施予定事業 (各市町村の施策検討状況)
備考	注: 第2回、第3回の内容は第1回実施後の参加者アンケートの結果を基に検討		

1 本年度の市町村支援

(4) 第1回ステップアップ講座実施内容

次第	ポイント	担当
① 本年度の市町村支援について 15分	○ ステップアップ講座の概要・目的や今後の講座実施スケジュール	大分県
② 脱炭素関連施策の動向等 40分	○ 脱炭素関連施策の動向等 ○ 地球温暖化対策推進法の概要 ○ 地域脱炭素化促進事業 (全国の先進取組事例等)	環境省
③ 県内市町村の取組状況の発表 40分	○ 各市町村の脱炭素に関する取組み状況や課題等の意見交換	SU事務局

2 本県の脱炭素に関する主な取組

- (1) ステップアップ講座の実施による市町村への取組支援
- (2) 脱炭素社会総合推進本部における庁内推進体制
- (3) 第5期地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定
- (4) 脱炭素先行地域の創出支援
- (5) 促進区域の設定に関する県基準の策定
- (6) 重点対策加速化事業の実施
- (7) おおいたグリーン事業者認証制度の創設
- (8) 大分県気候変動適応センターの取組
- (6) 再配達削減実証実験の取組

2 本県の脱炭素に関する主な取組

(2) 脱炭素社会総合推進本部における庁内推進体制

脱炭素社会総合推進本部

本部長：知事 副本部長：副知事

本部員：総務部長、企画振興部長、福祉保健部長、生活環境部長、防災局長、商工観光労働部長、観光局長、農林水産部長、土木建築部長、会計管理局長、企業局長、病院局長、教育長、警察本部長

脱炭素社会総合推進本部幹事会

幹事長：生活環境部 脱炭素社会推進室長

主要業務

- ・全体の進捗管理
- ・課題の洗い出し、解決方法検討
- ・関係事業の実施 等

市町村連携

脱炭素社会推進室

- ・実行計画策定支援
- ・脱炭素先行地域づくり連携
- ・促進区域策定連携

緩和策部会

適応策部会

排出削減対策班

(家庭・産業・業務、運輸部門等の省エネ促進等)

関係部局

総務・企画・生環・商労・農林・土木・会計・教育・警察

- ・省エネ行動の促進
- ・エコドライブの普及促進
- ・ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の導入促進 等

再エネ導入・利用促進班

(太陽光、地熱、水素利用等)

関係部局

生環・商労・農林・土木・企業

- ・太陽光発電の導入促進
- ・地熱・温泉熱・地中熱の利用促進
- ・「大分県版水素サプライチェーン」の構築 等

吸収源対策班

(森林吸収源、CO₂固定化、排出権取引等)

関係部局

生環・農林・土木

- ・計画的な森林整備の推進
- ・地域材利用の普及促進
- ・二酸化炭素固定技術の検討
- ・J-クレジットの活用 等

気候変動適応に関する施策

(気候変動に対する県土強靱化、健康対策等)

関係部局

福祉・生環・農林・土木・企業・病院

- ・ハザードマップ作成支援
- ・熱中症対策
- ・高温耐性品種への転換促進
- ・適応ビジネスへの支援 等

2 本県の脱炭素に関する主な取組

(3) 第5期地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定

- ① 令和3年10月に改定された国の計画において、2030年度の温室効果ガス削減目標が26%から46%に上方修正
- ② 令和4年4月に施行された改正温暖化対策推進法で再エネ導入目標等の設定が義務化
- ③ 令和3年6月に地域脱炭素ロードマップが発表され、県でもカーボンニュートラルの加速化が求められた

現行計画

序 章：計画策定の趣旨

第1章：地球温暖化の影響

第2章：大分県の地域特性

第3章：温室効果ガス排出量の現況と将来推計

第4章：温室効果ガス排出量の削減目標

第5章：地球温暖化防止のための緩和策

第6章：気候変動の影響と適応策

第7章：推進体制と進行管理

改定案

県の温室効果ガス排出削減目標は、国計画の削減率に即して設定している。国計画が改定されたため、県においても見直す。

①

- 温室効果ガス排出削減目標の見直し
- 目標を設定する部門の拡大(産業部門等)

令和4年4月1日に改正地球温暖化対策推進法が施行され、再エネ導入促進に関する目標等を計画に設定することが義務づけられた。

②

- 再生可能エネルギー導入目標等の設定

- ・再生可能エネルギー導入に関する目標
- ・廃棄物発生抑制に関する目標
- ・省エネに関する目標
- ・再造林率に関する目標

①

削減目標の改定にあわせ、情報の更新や施策の追加・更新などを行う。

③

- 施策の追加・更新

改訂スケジュール

令和5年7月
議会 計画素案報告

令和5年8月
パブリックコメント

令和5年9月
脱炭素社会総合推進本部

令和5年9月
議会 計画案報告

令和5年9月末
公表

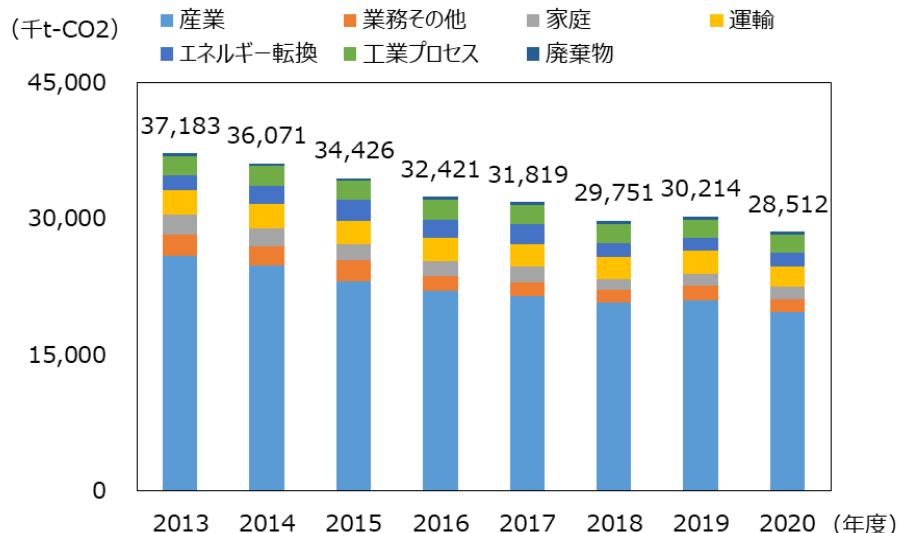
2 本県の脱炭素に関する主な取組

(3) 第5期地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定

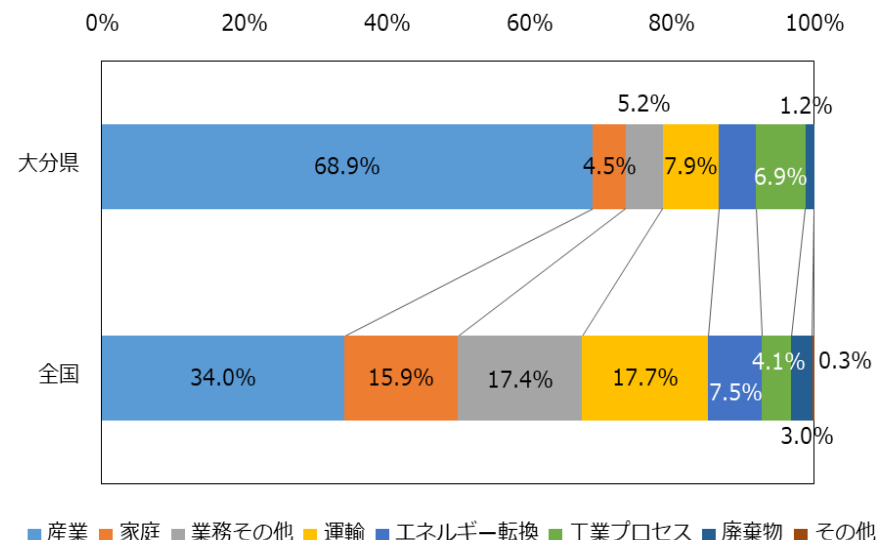
本県における温室効果ガスの排出状況

- 本県における二酸化炭素排出量は減少傾向
- 本県と全国では、産業構造の違いから、二酸化炭素排出量の構成比が異なる（本県は産業部門の排出割合が大きい）

■ 県内の部門別二酸化炭素排出量の推移



■ 二酸化炭素排出量の構成比

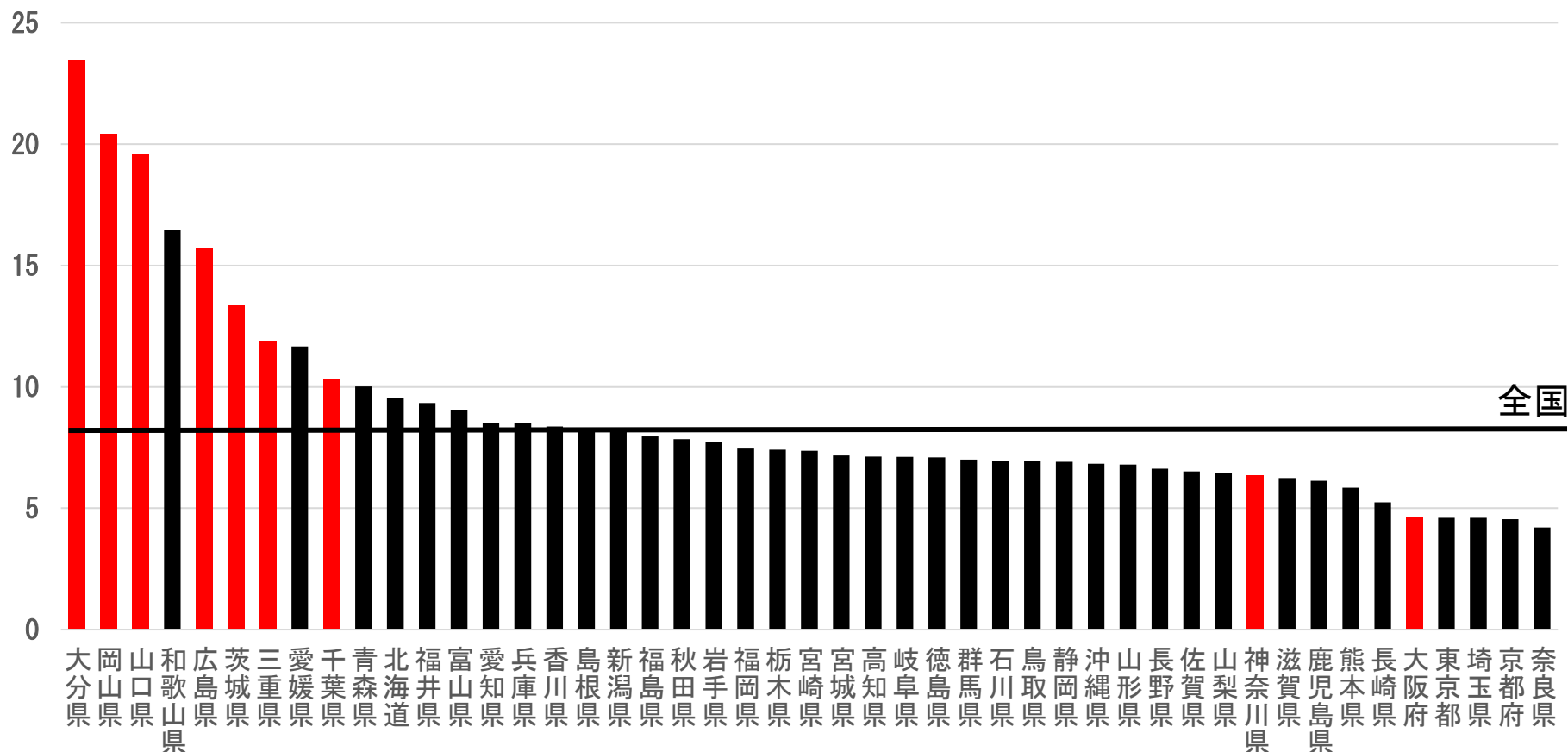


2 本県の脱炭素に関する主な取組

(3) 第5期地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定

県(国)民一人当たりの二酸化炭素排出量

(t-CO₂/人・2019年度)



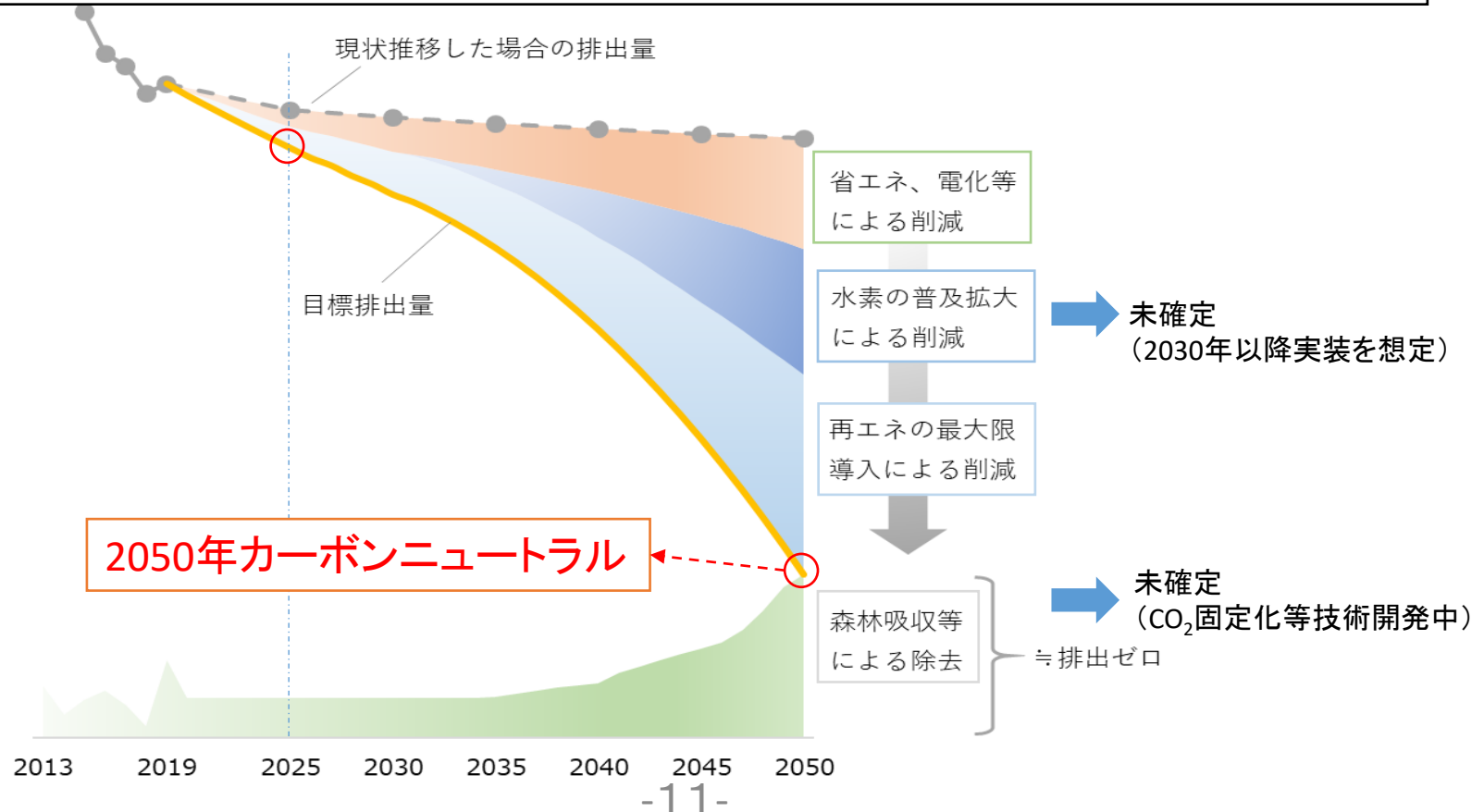
(資料) 環境省「部門別CO₂排出量の現況推計」

2 本県の脱炭素に関する主な取組

(3) 第5期地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定

温室効果ガス削減目標のイメージ

- 国は2050年カーボンニュートラルに向けてバックキャストで2030年度目標を設定している
- 水素等先進技術は2030年以降に実装の見込み



2 本県の脱炭素に関する主な取組

(3) 第5期地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定削減目標について

- 家庭部門、業務部門、運輸部門については、引き続き国と同等の削減目標とする
- 産業部門については、国の目標を踏まえつつ本県の実情に基づいた削減目標とする

	2030年度削減目標（2013年度比）			
	国		大分県	
	2016年5月制定	→ 2021年10月改訂	2021年3月制定	→ 2023年9月改訂予定
家庭部門	▲36.3%	→ ▲66.0%	▲39%	→ ▲66%
業務部門	▲39.8%	→ ▲51.0%	▲40%	→ ▲51%
運輸部門	▲27.6%	→ ▲35.0%	▲28%	→ ▲35%
産業部門	▲6.5%	→ ▲38.0%	—	→ ▲26%
エネルギー転換部門 ※1	▲27.7%	→ ▲47.0%	—	→
非エネルギー起源二酸化炭素 ※2	▲6.6%	→ ▲15.0%	—	→
メタン（CH ₄ ）	▲16.5%	→	▲11.0%	→
一酸化二窒素（N ₂ O）		→	▲17.0%	→
HFC等4ガス（フロン類）		→	▲44.0%	→
排出計	▲26.0%	→ ▲46.0%	—	→ ▲36%

※1エネルギー転換部門は、原油等化石燃料を他のエネルギー源（電気、熱、ガソリン等）に転換する事業者が対象となる。発電事業者、石油精製業者等が該当。

※2非エネルギー起源二酸化炭素は、化石燃料を燃やすこととは関係なく、発生するCO₂のことを指す。セメント製造（石灰石をクリンカにする工程）や廃棄物焼却で発生するCO₂が該当。

2 本県の脱炭素に関する主な取組

(3) 第5期地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定 第5期大分県地球温暖化対策実行計画（改訂版：R5.9）のポイント

3つの方向性

1. 環境と経済・社会のバランスを保ちながら、県民や企業と一体となった取組を進める

- ・本県は九州唯一のコンビナートが立地する「ものづくり県」
- ・産業部門からの大幅な排出削減には技術革新が必須、その間には業務や家庭、運輸部門の取組を進め、排出削減をさらに加速

2. 地域資源を有効活用するとともに、地域の課題解決につなげる

- ・本県の特徴として、九州地方特有の豊富な日照量や地熱資源など、恵まれたポテンシャルを有する
- ・地域の防災力強化（県土の強靱化・蓄電池導入等）やエネルギーの地産地消に取り組む

3. 新たな経済成長の契機となる環境対策をビジネスチャンスにつなげるための取組を進める

- ・脱炭素化を企業経営に取り込む動き（ESG投資やJ-クレジット制度の活用など）が世界的に進展
- ・脱炭素化に取り組んでいない企業をサプライチェーンから排除する動きもある

「緩和」と「適応」を対策の両輪として一体的に本県独自の取組を加速

大分県版カーボンニュートラル（緩和策）

産業部門の取組（商工観光労働部・土木建築部）

- ・コンビナートのエネルギーの産業間連携
- ・大分県版水素サプライチェーンの構築

民生部門の取組（生活環境部・土木建築部）

- ・ZEB及びZEH等の省エネ建築物の普及促進

吸収源対策の取組（農林水産部・生活環境部）

- ・大径材の利用拡大や再生林の促進

大分県版適応策（適応策）

農林水産分野（農林水産部）

- ・高温耐性品種（なつほのか）への転換

自然災害・沿岸域分野（防災局・土木建築部・農林水産部）

- ・県土強靱化の推進

健康・県民生活分野（福祉保健部）

- ・熱中症予防の普及啓発

2 本県の脱炭素に関する主な取組

(4) 脱炭素先行地域の創出

- 地域脱炭素ロードマップに基づき、**2025年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域を選定し、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋をつけ、2030年度までに実行**
- 農村・漁村・山村、離島、都市部の街区など多様な地域において、**地域課題を解決し、住民の暮らしの質の向上を実現**しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示す。

脱炭素先行地域とは

民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてその他の温室効果ガス排出削減も地域特性に応じて実施する地域。

民生部門の
電力需要量

=

再エネ等の
電力供給量

+

省エネによる
電力削減量

脱炭素先行地域の範囲の類型

全域	市区町村の全域、特定の行政区等の全域
住生活エリア	住宅街・住宅団地
ビジネス・商業エリア	中心市街地（大都市、地方都市） 大学、工業団地、港湾、空港等の特定サイト
自然エリア	農村・漁村・山村、離島、観光地・自然公園等
施設群（※）	公共施設等のエネルギー管理を一元化することが合理的な施設群
地域間連携	複数の市区町村の全域、特定エリア等（連携都市圏の形成、都道府県との連携を含む）

（※）第4回から、施設群単独の提案は評価の対象外とします。

スケジュール

	第1回選定	第2回選定	第3回選定	第4回選定	第5回選定（予定）
募集期間	<2022年> 1月25日～2月21日	<2022年> 7月26日～8月26日	<2023年> 2月7日～2月17日	<2023年> 8月18日～8月28日	<2024年> 令和6年2月頃
結果公表	4月26日	11月1日	4月28日	秋頃	未定
選定数	26（提案数79）	20（提案数50）	16（提案数58）	-	-

※今後の選定状況次第で、2025年度を待たずに募集を終了する可能性があります。

2 本県の脱炭素に関する主な取組

(5) 促進区域の設定に関する県基準の策定

- 地方自治体における**地域の脱炭素化**のためには、**地域資源である再エネの活用が必要**。その際、**地域経済の活性化**や**災害に強い地域づくり**など、**地域に裨益する再エネ事業とすることが重要**。一方、環境影響等の再エネ事業に伴う**地域トラブル**も見られるなど、地域における**合意形成**や**環境配慮**が課題。
- これを踏まえ、温対法に基づく**地方公共団体実行計画制度を拡充し、地域の環境保全や地域の課題解決に貢献する再エネ**を活用した「**地域脱炭素化促進事業**」を推進する仕組みを創設。**地域の合意形成を円滑化**しつつ、**環境共生型の地域の脱炭素化を促進**する。
- 併せて、実行計画で定める再エネの利用促進等の施策について、適切な実施目標の設定を促進する。

再エネ導入に伴う地域トラブルの発生

太陽光発電への反対運動

- 景観悪化や騒音等の環境トラブルや地滑り等の災害が発生、又はその懸念
- 再エネが土地に依存する事業であるにもかかわらず地域に利益が生じていない



出所：名古屋大学大学院 環境学研究科 丸山康司教授（2019年）
講演資料より環境省作成

迷惑施設と捉えられる再エネ（例）

- ・ 地域における合意形成が不十分なまま事業に着手
- ・ 安全性が確保されず、自然環境・生活環境への適正な配慮が不足



新幹線近くの斜面上部に設置された太陽光発電施設が



法面保護工が崩れて流出した事例

崩落した事例

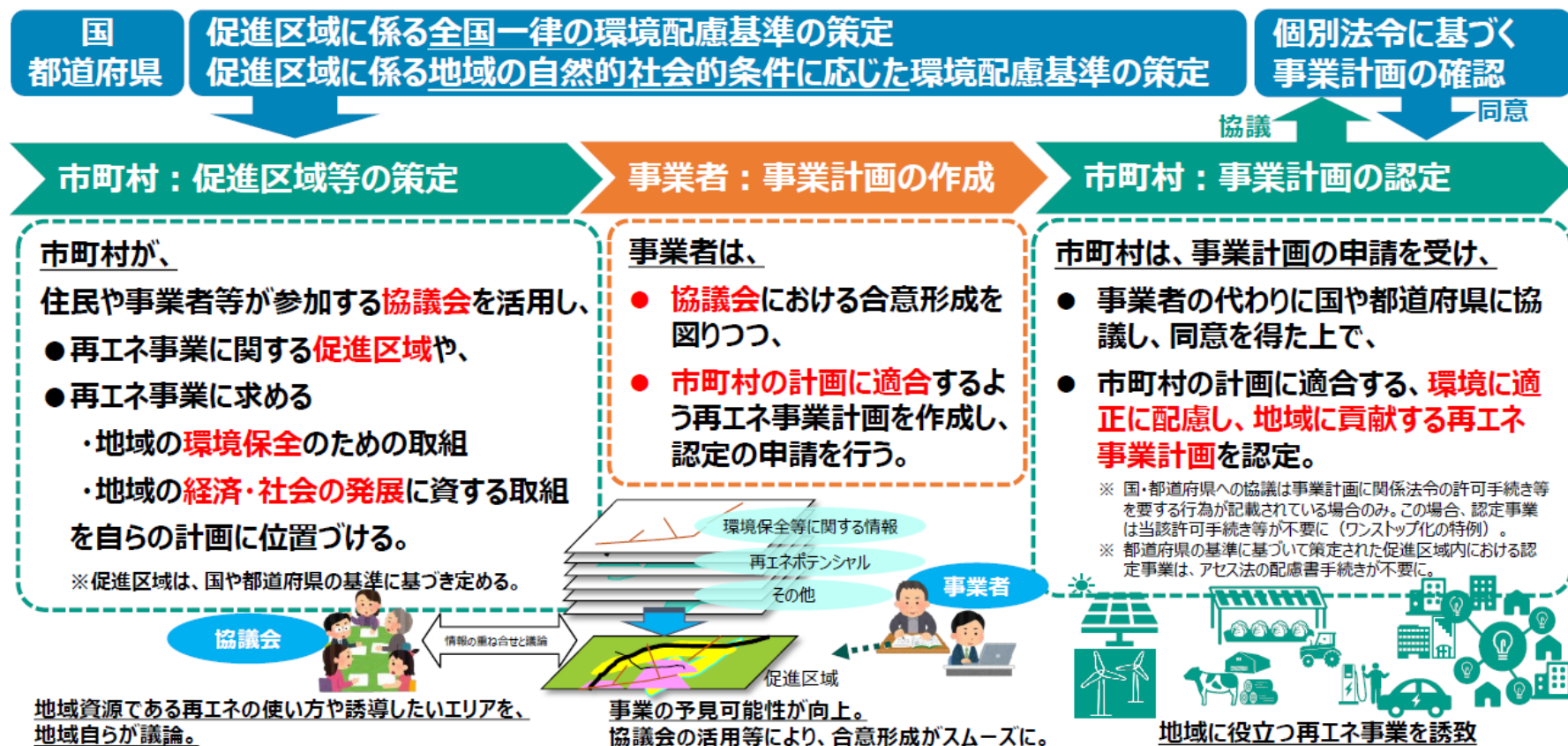
出所：環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」より

2 本県の脱炭素に関する主な取組

(5) 促進区域の設定に関する県基準の策定

- 地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が、**再エネ促進区域**や再エネ事業に求める**環境保全・地域貢献の取組**を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みが本年4月から施行。
- **地域の合意形成**を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、**地域共生型の再エネを推進**。

制度全体のイメージ



2 本県の脱炭素に関する主な取組

(5) 促進区域の設定に関する県基準の策定

- **都道府県基準**は、促進区域設定に係る環境省令で定める基準に上乗せ・横出しして、**地域の実情に応じた環境の保全への適正な配慮を求めるための基準**。
- 都道府県の**再エネ導入目標**や**再エネ種ごとのポテンシャル**を踏まえ、環境配慮事項を適切に検討した上で、**促進区域に含めることが適切でない認められる区域**や、環境配慮事項ごとの**適切な配慮を確保するための考え方**を示すことができる。

国の基準（全ての地域脱炭素化促進施設に共通）
※環境の保全上の支障の防止の観点から除外・考慮

その他のエリア	市町村が考慮すべき区域・事項	除外すべき区域
---------	----------------	---------

都道府県基準（地域脱炭素化促進施設の種類ごとに設定）

※地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮の観点から除外・考慮を検討

その他のエリア	市町村が考慮すべき区域・事項	除外すべき区域
---------	----------------	---------

社会的配慮等の観点より除外	市町村の地方公共団体実行計画における促進区域の候補となるエリア	環境保全の観点より除外
---------------	---------------------------------	-------------

【参考】環境基本法における「環境の保全上の支障の防止」及び「環境の保全」について（環境基本法逐条解説121ページ参照）

環境の保全上の支障の防止	環境の保全
公害その他の人の健康又は生活環境に係る被害を防止することや、確保されることが不可欠な自然の恵沢を確保すること。	左記の支障の防止にとどまらず、清浄な水や大気、静けさ、良好な自然環境の確保などを含むものであり、大気、水、土壤等の環境の自然環境の自然的構成要素及びそれらにより構成されるシステムに着目し、その保護及び整備を図ることによって、これを人にとって良好な状態に保持することを中心的な内容とするもの。

2 本県の脱炭素に関する主な取組

(6) 重点対策加速化事業の実施

現状・課題

- 2050年カーボンニュートラルの実現及び2030年温室効果ガス排出削減目標の達成に向けて、県では令和2年3月に「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を表明し、官民一体となって脱炭素化を推進
- 燃料価格高騰による支援策として令和4年度補正予算において、国の交付金を活用して太陽光発電設備設置等の補助を計上
- 脱炭素に向けて、さらに県有施設への再生可能エネルギーの率先導入を進めるとともに、民生部門の省エネ化を図り、地域の脱炭素化に向けて取り組む必要がある

R5事業内容

県有施設

- ・ZEB化改修(宇佐総合庁舎)
- ・太陽光発電導入
(衛生環境研究センター、動物愛護センター)
- ・高効率照明機器導入
(国東、大分南、中津東高等学校)
- ・道路(横断歩道)照明のLED化

一般家庭・民間事業者

- ・補助対象：太陽光発電
高効率給湯設備

実施スケジュール(予定)

- ・重点対策加速化事業の採択を受けるため、地域脱炭素移行・再エネ推進5カ年計画をR5年3月に策定
- ・価格高騰のための緊急対策として、R4年12月補正にて一部前倒して計上

	R4	R5	R6	R7	R8	R9
民間事業者	太陽光	←●	太陽光	太陽光	太陽光	太陽光
	蓄電池	←●	蓄電池	蓄電池	蓄電池	蓄電池
一般家庭	太陽光	←●	太陽光	太陽光	太陽光	太陽光
	蓄電池	←●	蓄電池	蓄電池	蓄電池	蓄電池
	-	高効率給湯	高効率給湯	高効率給湯	高効率給湯	高効率給湯
県有施設	-	太陽光 ZEB 省エネ改修	太陽光 ZEB 省エネ改修	太陽光 ZEB 省エネ改修	太陽光 ZEB 省エネ改修	太陽光 ZEB 省エネ改修

2 本県の脱炭素に関する主な取組

(7) おおいたグリーン事業者認証制度の創設

現状・課題

- 地球温暖化や海洋プラスチックなどの深刻な環境問題に対し、県においても対策を講じる必要がある
- 特に事業者の事業活動における環境負荷は大きいことから、具体的な対策を講じ、取り組んでいくことが重要

取組内容

環境問題のうち **脱炭素** **脱プラスチック** を目指す事業者を認証する県独自の制度を設け
県内事業者の事業活動における具体的な取組を促進する

制度概要

脱炭素部門

脱プラ部門

○県内に事業所を置き、事業活動に伴い発生する C02削減 に取り組む事業者 ○対象業種:事務所等の拠点を有する全業種	対象 事業者	○県内に事業所を置き、事業活動に伴い発生する プラスチックの削減 に取り組む事業者 ○対象業種:事務所等の拠点を有する全業種 (主に製造業、小売業、宿泊業、飲食業 等)
○エコアクション21の取得基準に準じ、電力使用量、産廃 排出量に任意の項目を加えた3項目以上について削減 目標を設定し、達成に向けて取り組むこと (任意項目例:燃料(自動車、自動車以外)、水使用量、一般廃棄物排出量等) ○更新時(2年に1回)に実績を報告すること	認証 要件	○事業活動上発生するプラの削減について目標を設定 し、達成に向けて取り組むこと(①プラ代替製品の製造・ 開発 ②プラの再利用 ③使い捨てプラの削減) ○更新時(2年に1回)に実績を報告すること
○脱炭素事業者補助金の申請要件 ➢高効率照明・空調導入／補助率1/2(上限10万円) ○重点対策加速化事業補助金の申請要件 ➢高効率給湯機等の導入／補助率1/2(上限15万円)	メリット	○プラスチック削減事業者提案型補助金の申請要件 ➢プラ代替製品の開発※／補助率1/2(上限100万円) ➢プラ回収ボックス等の整備／補助率1/2(上限50万円) ➢プラ代替製品の整備／補助率1/2(上限30万円) ※開発補助事業は審査会により採否決定

認証した事業者の取組を広く発信し、横展開を図ることで、環境保全に向けて努力する事業者の拡大を図る

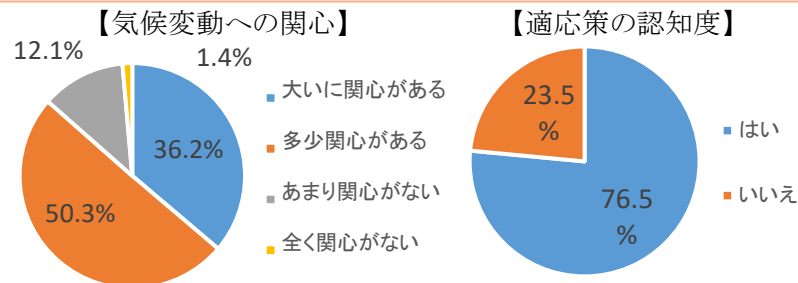
2 本県の脱炭素に関する主な取組

(8) 大分県気候変動適応センターの取組

現状・課題

- ・国立気候変動適応センターが実施した「気候変動適応に係る国民の理解度調査(令和3年度実施)」によると、気候変動への関心は約7割があるのに対して、適応策の認知度は約4割にとどまる
- ・本県が実施した調査においても、気候変動への関心は約9割がある一方で、適応策の認知度は約2割にとどまる

※特に若年層の認知度が低い



※ 脱炭素社会推進室調べ(2022年度)

今後の方向性

- ・令和3年4月、気候変動の影響や適応に関する情報の収集、整理、分析及び情報発信を行う拠点として、「大分県気候変動適応センター」を設置
- ・大分県気候変動適応センターの主な取組
 - センター通信(熱中症対策等)の発行・配布
 - 小学校での出張環境教室
 - うつくし感謝祭での普及・啓発
 - 環境省事業の受託(適応策に関する情報収集)
 - ホームページでの周知 など
- ・令和5年度の新たに実施を予定する取組
 - 環境省が作成する「2100年 未来の天気予報(動画)」の大分県版を作成
 - 上の動画と地球温暖化防止活動学生推進員を活用した環境学習を展開予定



【適応センターHP】



【小学校での出張環境教室】



【うつくし感謝祭でのブース出展】

2 本県の脱炭素に関する主な取組

(9) 再配達削減実証実験

事業概要

目 的 : 宅配の再配達削減によるCO₂削減を図るため。

対 象 : 大分県内在住で、置き配バッグ「OKIPPA」を設置し、宅配便受取記録及びアンケート調査にモニターとしてご協力いただける方。

応募期間 : 令和4年10月18日～11月13日

定 員 : 500名

応募数 : 1, 134名

実施期間 : 令和4年11月25日～
12月25日



アンケート調査について

モニター参加者に、宅配便受取記録及び宅配便の利用状況等に関するアンケートを依頼し、回答いただいた。

回答方法 : WEBフォーム

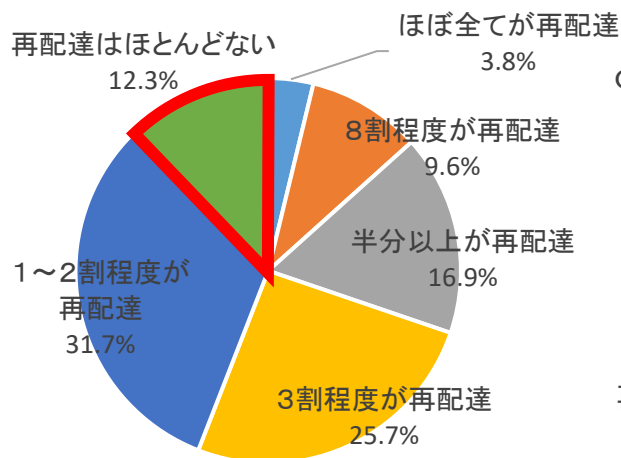
回答数 : 397名

2 本県の脱炭素に関する主な取組

(9) 再配達削減実証実験

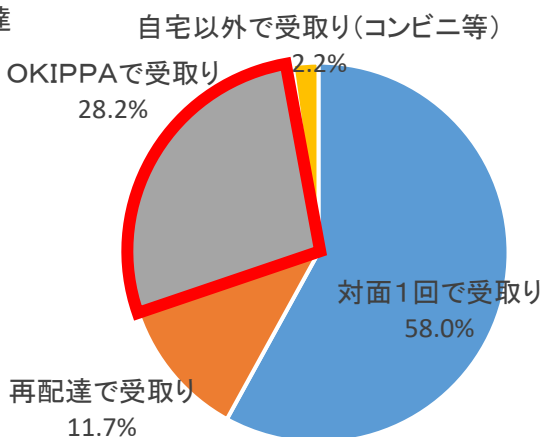
結果

最近1年間の再配達状況



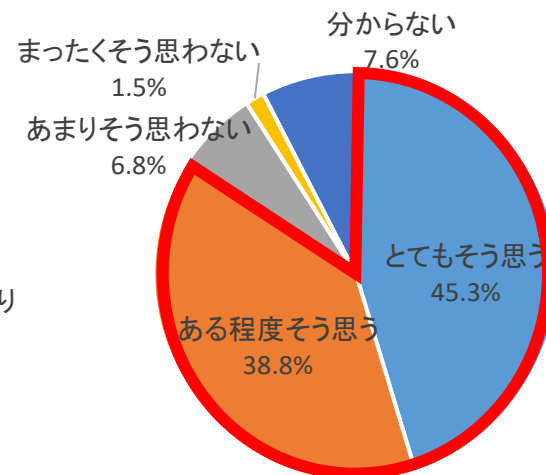
最近1年間の再配達状況について、「再配達はほとんどない」と回答したのはわずか約1割であり、ほとんどの家庭で再配達が発生していることが分かる。

実証実験期間中の受取状況



実証実験期間中(11/25~12/25)の受取状況について、宅配バッグの利用による受取が3割程度あった。一方で、再配達での受取は約1割であった。

「OKIPPA」を利用することにより、再配達の削減につながったと思いますか



回答者中約8割の方が、『「OKIPPA」を利用することにより再配達の削減につながったと思う』との回答があった。

2 本県の脱炭素に関する主な取組

(9) 再配達削減実証実験

結果

再配達削減実証実験期間中（11/25～12/25）、
約 5 3 5 . 7 kgの二酸化炭素排出量を抑制したと算出できる。

（※回答のあった397世帯の配達個数をもとに算出）（※1世帯あたり平均1.3kgの二酸化炭素排出量を抑制）



①杉の木に換算すると、
杉の木**約 6 1 本**が1年間に吸収する二酸化炭素量に相当する。

※林野庁HPを参考に1本あたり約8.8kgとして計算

②大分県内の家庭から1日に排出される二酸化炭素排出量に換算すると、
約 2 1 世帯が1日に排出する二酸化炭素量に相当する。

※令和3年度家庭からの二酸化炭素排出量（温室効果ガスインベントリオフィス）や令和3年版大分県統計年鑑を参考に世帯が1日に排出する二酸化炭素量を約25kgとして計算

【算出式】 二酸化炭素排出抑制量[t-CO₂]
$$= N[\text{個}] \times 0.58[\text{km/個}] \times 1[t] \times 808/1000000[t - \text{CO}_2/t \cdot \text{km}]$$

N[個]: OKIPPAにて受け取った個数

0.58[km/個]: 宅配便1個に対する配達者の走行距離

※宅配事業者から提供の配送車の走行距離を取扱個数で除して算出。
走行距離には幹線輸送の数値を含まない。

1[t]: 積載量の平均を1tと想定。

808/1000000[t - CO₂/t · km]: 営業用小型車の二酸化炭素排出原単位

※国土交通省「宅配の再配達の削減に向けた受取方法の多様化の促進等に関する検討会報告書」を参考に算出

2 本県の脱炭素に関する主な取組

(9) 再配達削減実証実験

他自治体展開事例

福岡市宅配ボックス導入助成事業

宅配での再配達を抑制させ、物流における温室効果ガス排出削減を図るとともに、非接触の荷物受け取りに資する宅配ボックス購入費用の一部を助成します。

要件

1 補助対象となる宅配ボックスの要件

宅配ボックスの種別

1戸用の宅配ボックス	共用の宅配ボックス
住宅1戸での使用を目的として設置するもの (例：戸建住宅に設置、賃貸マンションの各住戸の玄関ドア前に設置)	集合住宅の共用部分において、居住者が共同で使用することを目的として設置するもの (例：マンションのエントランス付近に設置)

4 補助金額

1戸用・共用の宅配ボックス別補助金額の一覧表

1戸用の宅配ボックス	共用の宅配ボックス
補助対象経費の2分の1 (上限5万円)	補助対象経費の3分の1 (上限30万円)

※千円未満切り捨て

アンケート内容

1. 市町村名

2. 記入者名

3. 本講座は市町村における脱炭素に関する施策を展開するうえでの参考となったか

➤ 参考となった

➤ 参考とならなかった

4. 3で「参考とならなかった」と答えた場合、その理由を記載してください

5. 次回、第2回講座（10月頃実施予定）で実施してほしい内容を記載してください

※【第2回講座案】・全国の市町村における先進取り組み事例、・先進取組市町村職員の講話、・意見交換

6. 第2回講座では、「先進取組市町村職員の講話」を予定していますが（変更となる可能性もあり）、聞きたい内容や事例があれば記載してください